

放課後児童支援員 都道府県認定資格研修

「認定資格研修と研修科目」

1. 直接人と関わる仕事のなかに、「資格」が設けられるもののある意味を理解する

(1)「資格」が設けられる一般的な理由

- ① その職務の遂行に、社会通念上必要とされる通常の間関係より専門的な知識・技術が求められる場合。
- ② 職務のなかで、一般的には不可侵(侵入することが許されない)とされている領域への侵入が必要とされる場合。

(2) 上記[(1)②]の行使には、対象となる人(放課後児童クラブの場合は「子ども・保護者」)に大きな影響を与えるために、その行為に正当性があることの根拠(倫理・法・技術などの裏付け)と、社会的な信頼(承認)が必要とされます。

2. 「資格」には、「社会的責任（「説明責任」と「結果責任」）」が伴います。

(1)「説明責任」

「説明責任」とは、自らの行動・行為について、関係する人たちに理解されるように説明する責任（アカウントビリティ Accountability）です。

(2)「結果責任」が生じる。

動機や経緯（故意や過失を含めて）に関わりなく、行為の結果に対して責任を負うことです。

(3)直接人と関わる仕事に「資格」が設けられたときには、その資格にもとづいて職務を行う場合の「職業倫理」が求められます。

- ・「設備運営基準」の倫理・法令に関する規定（解説書P.207～）
- ・「運営指針第1章3(3)(4)」(解説書P.28～33)
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱1の5(4)」(研修教材P.158)

3. 「職業倫理」「職場倫理」「運営主体の法令遵守」

(1) 職業倫理

特定の職業(職業人)に求められる倫理。資格要件がある場合は、その資格取得者に求められる倫理。

(2) 職場倫理

職場のすべての人に求められる倫理。放課後児童クラブの職場倫理は、放課後児童支援員の職業倫理が基本となります。

(3) 運営主体の法令遵守

- ・放課後児童クラブを運営する事業者の社会的責任に基づく倫理・法令遵守のこと
- ・運営主体の倫理・法令遵守には、事業、財政、運営、利用者の権利擁護と人権の尊重、職場環境と労務管理に関する責任等が含まれなければならない。
- ・資格要件が求められる職種のある事業の運営主体には、その職種の職業倫理を守るようにすることが求められる。

1. 「運営指針」の特徴

- (1) 「運営指針」は、「設備運営基準」にもとづいて作成されています。
- (2) 運営指針は、つぎのことに留意して作成されています。

① 根拠にもとづいた内容

運営指針の内容は、実際に行われている育成支援の状況を調査し、先行研究等を再整理して、新たに策定された事業の目的・役割に照らして作成されています。

② 汎用性に配慮した記述

「運営指針」の項目とその内容は、放課後児童クラブの運営の多様性と「望ましい方向に基づいていくための標準仕様」としての役割を考慮して、汎用性のある項目を設定し、一般化に配慮した記述にしています。

*「標準仕様」:「判断のよりどころ」「よりどころとなる目印」としての仕様を指します。

③ 体系化を意図した構成

運営指針の構成は、総則(第1章)と、各章(第2章～第7章)との整合性、各章間の相互補完性に配慮して放課後児童健全育成事業の全体像が分かるように作成されています。

2. 「運営指針」と「解説書」

(1) 「解説書」の記述の特徴

解説書序章4(1)(P.15～16)参照

(2) 「解説書」における法令・通知等の紹介

- ・解説書では、放課後児童健全育成事業が運営主体の 別なく、すべて児童福祉法に基づく児童福祉事業として行われることを明確にして、準拠すべき法令・通知を示しています。
- ・その際、放課後児童クラブが自主事業として運営されてきた期間が長くあったことを考慮して、法令・通知等に準拠した運営が図られるよう、関連するものはできるだけ紹介しています。また、掲載した関連法令・通知等は、その全文を入手しやすいよう出典を明示し、主な関連場所の原文を例示してあります。

解説書に掲載されている関連法令、通知等(22件)

掲載箇所	関連法令、通知等	P
第1章	児童福祉法(平成22年法律第164号)より<第1条、第2条、第3条>	22
	児童の権利に関する条約(平成6年条約2号)より<第2条、第3条、第12条>	23
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)より<第75条>	31
第3章	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)より<第2条、第3条、第4条>	72
	アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)より<第9条>	78
	アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針(平成29年3月21日厚労省告示第76号)より	78
	児童の権利に関する条約(平成6年条約2号)より<第23条>	86
	障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)より<第7条、第19条、第24条>	87
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)より<第1条、第8条>	89
	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)より<第7条、第8条、第9条>	96
	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)より<第30条>	101
	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)より<第5条、第6条>	103
	児童福祉法25条の2(平成29年4月1日より施行分)	107
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)より<第2条>	110
「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供にかかる保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)より	111	

解説書に掲載されている関連法令、通知等(22件)

掲載箇所	関連法令、通知等	P
第4章	「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」(平成28年9月20日雇児発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)より〈1、2〉	135
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)より〈第76条、第77条〉	137
	社会福祉法(昭和26年法律第45号)より〈第78条〉	142
第5章	「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日26文科生第277号雇児発0731第4号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)より〈1、2〉	135
	「児童館ガイドライン」(平成23年3月31日雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)より〈3(7)〉	158
第6章	「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告等について」(平成27年3月27日雇児育発0327第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)より〈1、3、4、5〉	172
第7章	児童福祉法(昭和22年法律第164号)より〈第33条の10〉 (一部は平成29年4月1日から施行)	188

3. 認定資格研修の目的と経過措置期間

(1) 認定資格研修の目的

「放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。」「都道府県認定資格研修ガイドライン」

(2) 経過措置期間

経過措置期間は、平成32年3月31日までです。

この期間の主な研修対象者は、現任者(すでに「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能」を習得していることが想定される者)です。

4. 認定資格研修の科目と講師要件

(1) 認定資格研修の科目は、「設備運営基準」と「運営指針」に基づいて構成されています。

(2) 講義の「ねらい」「ポイント」「主な内容」は、「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に示されています。

【ねらい】受講する人がその科目で学ぶことを要約しています。

【ポイント】講師が講義を行う際の講義目的と、講義の対象となる法令・設備運営基準、運営指針等を示しています。

【主な内容】その科目の【ねらい】【ポイント】に沿った講義内容を要約した項目を示しています。

(3) 科目②⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の講師要件には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識・経験を有すると認められる放課後児童支援員」が含まれています。

5. 研修受講者の特徴

- (1) すでに放課後児童支援員(有資格者)と見なされている。
- (2) 受講の該当要件が異なっている。
- (3) 経験に大きな差異がある。
- (4) 多様な運営のもとで働いている。
- (5) 職場環境が大きく異なる。